

答申第 807 号

情公第 3221 号

令和 7 年 3 月 4 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 5 月 28 日付けで諮問された特定地番の土地に係る図面等一部非公開の件（諮問第 858 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和元年 10 月 4 日付け行政文書公開請求に対し、令和元年 12 月 2 日付けで行った行政文書一部公開決定において非公開とした情報のうち、別表 2 の「公開すべき非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 10 月 4 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表 1 の「請求内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は令和元年 10 月 17 日付けで条例第 10 条第 4 項の規定に基づき本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和元年 12 月 2 日付けで、別表 1 の「原処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 2 年 1 月 10 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、自己所有地の境界復元の必要から関連資料の公開を求めた。実施機関に対し、実施機関が文書内容を改ざんした旨の指摘をしたところ、実施機関から「訂正文書を出す。」との回答があったが、実行されていない。
- (2) 実施機関は、自らの文書管理や情報管理に適正さを欠いているにもかかわらず、漫然と根拠条文の一部を示すのみで、文書不存在等を理由に非公開決定を行っている。
- (3) 請求した文書が存在しないのは実施機関の調査不足等によるものである。適切に行政文書の公開が実施されることを求め、審査請求を提起するものである。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

審査請求人は、審査請求人が所有する土地に係る図面等について同様の審査請求を行っている特定個人（以下「特定個人」という。）との十数回延べ 50 時間以上の面談に常に同席しているため、県と特定個人との意見交換の内容を熟知していることと考える。この過程で本請求に係る文書を特定し、開示している。文書の開示に当たっては、文書を広範囲に特定し、類推する文書も公開している。

(2) 文書の不存在について

審査請求人及び特定個人の境界位置に対する主張は、実施機関の認識と相違している。両氏より、自己の主張に沿った文書の公開請求を再三求められているが、実施機関の回答はそのたびに、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない。又は作成されていない。物理的不存在である。」と回答説明している。

審査請求人の本件請求は特定個人からの請求と同一内容のものであり、特定個人への過去の回答と同様になる。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表 1 に掲げる請求 3 については、起案・決裁を了した施行文書が存在しない（物理的不存在）。事務室内及び PDF 集積ファイル内を探したが、見当たらない。存在した文書なのか、元々不存在文書なのか不明である。

別表 1 に掲げる請求 6 及び請求 6-2 については、各特定地番特定個人にガス導管敷設許可は行っていない。

(4) 一部非公開とした文書について

実測図、FAX 連絡書、特定法人との打合せメモ及び平成 10 年測量調査測量成果簿一式に記載された個人の氏名、FAX 番号、メールアドレス及び個人の写真像について、公開によって当該個人に問合せ等がなされ、当該個人の権利利益が害されるおそれを考慮し、非公開とした。

(5) 全体を通しての考察について

特定個人に説明したとおり、保管文書の隠蔽は行っていないので、今後においても、審査請求人からの同一内容文書の公開請求については、これ

までに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、別表 1 に掲げる請求 3、請求 6 及び請求 6-2 について、文書不存在を理由に非公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

ア 請求 3 について

請求 3 は「特定アパート北東角に位置する鉄ビヨウ杭（写真 3 覆土されていた K4 境界杭）①覆土及び②撤去された根拠の開示。」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「平成 10 年測量調査測量成果簿以外に、K4 境界標の設置に関する文書は、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」ため、文書不存在としている。

この点、「平成 10 年測量調査測量成果簿」は後述の請求 8 において対象文書として特定されていることから、以下では、その余の対象文書について不存在とした実施機関の判断の妥当性について検討する。

当審査会が実施機関に確認したところ、①当該請求内容に係る「鉄ビヨウ杭（写真 3 覆土されていた K4 境界杭）」は、平成 10 年に実施機関が関係土地所有者の立会いのもとで境界確定作業を行った際に設置されたものであること、また、②当該請求に係る行政文書は、仮に存在すれば、その保存期間は実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に規定する「県有財産に関するもの」として、10 年保存文書になる旨の説明があった。

そこで検討すると、本件請求に対して審査請求人に公開されている行政文書の内容を見分するに、境界確定作業は実施機関の説明のとおり、平成 10 年に実施されたことが認められる。また、請求 3 の内容は、実施機関が管理する特定県営団地の土地の境界に関する行政文書を求めるものと認められることから、当該行政文書が仮に存在すればその保存期間

は「県有財産に関するもの」として10年保存文書になるとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上を踏まえると、本件請求時（令和元年10月4日）においては、平成10年に実施されたものと認められる境界確定作業時から既に10年以上が経過していた以上、当該請求に係る行政文書は仮に存在していたとしても既に保存期間が満了していたことになるため、実施機関が当該請求に係る行政文書を不存在としたことに不自然、不合理な点は認められない。

よって、実施機関が請求3に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求6及び請求6-2について

請求6は「特定アパート2号棟の北側へ、特定地番特定個人に、①特定法人の導管敷設を許可した部位と②最新契約書写の開示」を求めるものであり、請求6-2は「同様に特定地番特定個人宅が同案件に対し、更新した契約書写の開示。」を求めるものである。

実施機関は、当該各請求について、特定地番の各特定個人にはガス導管敷設許可は行っていないため、文書不存在としている。

当審査会が実施機関に確認したところ、特定地番に隣接する土地の所有者は神奈川県ではないことから、特定個人が当該地へのガス導管を敷設する場合の許可手続について、そもそも実施機関が関与するものではないとのことであった。

そこで検討すると、本件請求に対して審査請求人に公開されている行政文書の内容を見分するに、特定地番の隣接地は「公衆用道路」と表示されていることが認められ、また、当審査会が確認したところ、特定市がそのホームページ上で公開している「認定路線図」においても当該地は特定市道として管理されている道路であることが認められるため、当該地へのガス導管の敷設許可手続に実施機関が関与するものではないとの説明に不自然、不合理な点は認められない。

よって、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 一部公開とした処分について

実施機関は、本件請求に対して特定した行政文書に含まれる情報（以下「本件非公開情報」という。）の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

なお、当審査会は本件非公開情報のうち、別表2に掲げる請求2-②、請求7-①及び請求8-②の各「非公開情報」欄に掲げる情報の一部については、令和6年2月28日付け答申第781号（以下「答申第781号」という。）で非公開情報該当性を判断済みであるため、当該判断を踏まえて以下検討する。

ア 製図者及び検算者の氏名

当審査会が確認したところ、標記情報は、請求2-②に対して実施機関が特定した行政文書のうち、「特定県営住宅敷地求積図」と題する行政文書に含まれる情報であることが認められる。

実施機関は標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第781号において、「当該非公開情報は（略）個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する」とし、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報のいずれにも該当しないとして、標記情報を非公開とした実施機関の判断を妥当とした。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 特定自治会員の氏名、役職名及び連絡先並びに特定法人の担当者の個人名及びメールアドレス

当審査会が確認したところ、標記情報は、請求7-①に対して実施機関が特定した行政文書のうち、実施機関から特定個人宛てに発出された「FAX 連絡書（平成21年12月18日付け）」及び「FAX 連絡書（平成22

年1月4日付け)」と題する行政文書及び特定法人の担当者の名刺の写しに手書きのメモが付された行政文書に含まれる情報であることが認められる。

実施機関は標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第781号において、標記情報が「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない」ことから、標記情報を非公開とした実施機関の判断を妥当とした。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

ウ 特定自治会長の名称

当審査会が確認したところ、標記情報は特定個人宛での「FAX連絡書（平成22年1月4日付け）」と題する行政文書に含まれる情報であることが認められる。

実施機関は標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としているが、標記情報は特定自治会長の名称であり、特定の個人の氏名が含まれたものではないことから、条例第5条第1号本文が規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当しない。

よって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

エ 点検者、作業責任者及び観測者の氏名

当審査会が確認したところ、標記情報は、請求8-②に対して実施機関が特定した行政文書のうち、「基準点精度管理表」、「境界点計算書」及び「境界測量観測手簿」と題する行政文書に含まれる情報であることが認められる。

実施機関は、標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は特定の個人の氏名である以上、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することは明らかである。

もっとも、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アに規定する「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については例外的に公開対象となる。

当審査会が確認したところ、標記情報のうち作業責任者及び観測者の氏名は、本件請求に対して公開されている「数量集計表」と題する行政文書において特定法人の代表取締役として押印されている者の氏名と同姓同名であることから、作業責任者及び観測者は同社の代表取締役であると認められる。そして、代表取締役の氏名は、商業登記法の規定に基づいて何人も閲覧できる情報であることから、条例第5条第1号ただし書アに規定する情報に該当する。

よって、実施機関は標記情報のうち、作業責任者及び観測者の氏名をを公開すべきである。

オ 個人の氏名及び写真像

当審査会が確認したところ、標記情報は「境界立会写真」と題する行政文書に含まれている特定の個人の氏名及び当該個人の立会時の様子を撮影した写真であると認められる。

実施機関は、標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第781号において、「当該非公開情報は、（略）個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する」とし、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報のいずれにも該当しないとして、標記情報を非公開とした実施機関の判断を妥当とした。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたこと

は妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 (請求内容及び原処分内容)

請求	請求内容	原処分内容
1	令和元年 10 月現在における特定地番 A の現行土地表示図の開示。	全部公開
2	神奈川県が特定市へ移譲した特定地番 B と特定地番 C との道路形態と幅員の開示。	一部公開 (条例第 5 条第 1 号本文)
3	特定アパート北東角に位置する鉄ビョウ杭 (写真 3 覆土されていた K4 境界杭) ①覆土及び②撤去された根拠の開示。	非公開 (文書不存在)
4	同、特定地番 C と特定地番 A の境界の K3 鉄ビョウ杭の設置根拠の開示。(因みに特定市は使用していないとのこと。)	全部公開
5	県が特定市へ移譲した特定地番 B 道路へ特定地番 C 請求者宅が接する部分は (写真 2) 東側の矢印部分のみであり、県有地は写真 2 の南側には無く、県が移譲した道路 (写真 2) 特定個人宅北側から矢印の通り北に向かって特定個人宅間まで、幅員 4 m、距離 87m が供用道路として特定市議会の承認を得て第 110 号で告示されたにも関わらず、神奈川県は平成 10 年に、K5 杭を新設置した経緯と論拠の開示。	全部公開
6	特定アパート 2 号棟の北側へ、特定地番 D の特定個人に、①特定法人の導管敷設を許可した部位と②最新契約書写の開示。	非公開 (文書不存在)
6-2	同様に特定地番 D の特定個人宅が同案件に対し、更新した契約書写の開示。	非公開 (文書不存在)
7	① 神奈川県が、特定アパート東の特定地番 E と北側の特定地番 C 間へ L 字型溝下水溝を現行のフラット型に改修した際の文書一式の閲覧	一部公開 (条例第 5 条第 1 号本文)
	② 特定アパート地内にガス導管設置施設を許可した際の文書一式の閲覧。	全部公開
	③ ①②の各工事後の特定地番 A 土地表示図の開示	全部公開

請求	請求内容	原処分内容
8	<p>特定アパート特定地番 A 東側に県有地は無く、特定市へ移譲した特定地番 B 道路には接していない。特定地番 C の南側、特定地番 E 間には県有土地は無い。従って、神奈川県が「K5 杭」設置した文書と根拠文書一式の閲覧。K3 鉄鉋杭は既存しているが、K4 鉄ビョウ杭は撤去されているが（写真 3）間をプラスチック杭間へ変更した際の文書一式の閲覧。</p>	<p>一部公開 （条例第 5 条第 1 号本文）</p>

別表 2 (特定した行政文書、非公開情報及び公開すべき非公開情報)

請求	特定した行政文書	非公開情報	公開すべき非公開情報
1	① 現公図の写し	(なし)	(なし)
	② 地積測量図の写し		
2	① 旧公図の写し	(なし)	(なし)
	② 特定地番 B の実測図の一部	製図者及び検算者の氏名	(なし)
4	① 平成 10 年 5 月 25 日境界確認書 (a 氏)	(なし)	(なし)
	② 平成 10 年 5 月 25 日境界確認書 (b 氏)		
	③ 平成 10 年 9 月作成の用地実測図		
5	① 現公図の写し	(なし)	(なし)
	② 平成 10 年 5 月 25 日境界確認書 (c 氏)		
	③ 平成 10 年 9 月作成の用地実測図		
	④ 特定市との土地境界確認協議書 (起案文書一式)		
7	① 施工予定図面、見積書、FAX 連絡書、特定法人との打合せメモ	<ul style="list-style-type: none"> ・「FAX 連絡書 (平成 21 年 12 月 18 日付け)」及び「FAX 連絡書 (平成 22 年 1 月 4 日付け)」 特定自治会員の氏名、役職名、連絡先、特定自治会長の名称 ・「特定法人打合せメモ」 特定法人の担当者の個人名、メールアドレス 	「FAX 連絡書 (平成 22 年 1 月 4 日付け)」中の特定自治会長の名称 (下から 7 行目の非公開箇所)
	② 行政財産使用許可書、行政財産目的外使用許可更新申請書 (当該アパート敷地に係る部分のみ)	(なし)	(なし)
	③ 現公図の写し、地積測量図の写し	(なし)	(なし)

請求		特定した行政文書	非公開情報	公開すべき 非公開情報
8	①	特定市との土地境界 確認協議書（起案文 書一式）	（なし）	（なし）
	②	平成 10 年測量調査 測量成果簿一式	<ul style="list-style-type: none"> ・「基準点精度管理表」、 「境界点計算書」及び「境 界測量観測手簿」 点検者、作業責任者、観 測者の個人名 ・「境界立会写真」 個人の氏名、写真像 	「基準点精度管理 表」、「境界点計 算書」及び「境界 測量観測手簿」中 の作業責任者及び 観測者の氏名

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年6月2日 (収受)	○ 諮問
令和7年1月27日 (第246回部会)	○ 審議
令和7年2月25日 (第247回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 院 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
岩 田 恭 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
小 沢 奈 々	横 浜 国 立 大 学 准 教 授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和7年3月4日現在) (五十音順)